

再生可能エネルギー用地確保や不動産開発に役立つ（面積は九州以上）

所有者不明土地の新実務

～所有者不明土地利用の円滑化特別措置法と改正民法（施行日決定）その他の新制度解説～

講師 **江口直明** 氏 えぐちなおあき ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
再生可能エネルギーグループ代表 弁護士

日時 2022年3月11日（金）午後2時00分～午後5時00分

■このセミナーは Zoom でご受講いただけます。お申し込み後に詳細をメールでお送りします。
■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます（開催前のお申し込みが必要です）。

太陽光発電所や陸上風力発電所の開発のための用地が減少してきており、今後開発用地を獲得していくためには今まで手を付けてこなかった所有者不明土地の開発を検討する必要が出てきた。これに合わせるかのように、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（「所有者不明土地特別措置法」）が2019年6月1日から全面施行され、「民法等の一部を改正する法律」も2021年4月21日に可決成立し、4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることが決まった。さらに2022年2月4日の閣議決定で所有者不明土地特別措置法で問題点であった再エネによる土地の使用権の上限期間を現行の10年からFIT/FIP期間に合わせた20年とすることが決まり、今国会で改正案が成立すれば再エネ利用に有効な改正となる。今回の民法の改正で創設された所有者不明土地の管理人制度は、当該土地に関してのみ選任される管理人で強力な権限が付与されている。いよいよ不明者所有土地の解消に向けた対応が動き出すことになる。このまま何もしなければ、所有者不明土地の面積は現在の九州本土を超える面積から、2040年には北海道の面積に匹敵する面積が所有者不明土地になってしまおうとされている。

所有者不明土地の対応には一定の時間がかかるので、従来のFITや新設されるFIPの入札手続きとは時間軸が合わない。所有者不明土地を開発し、太陽光や風力発電所を建設していくには、コーポレートPPAで売電する新たな取り組みが望まれる。

1. 所有者不明土地の問題点
2. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
3. 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し
 - ①所有者不明土地・建物の管理制度の創設
 - ②不明共有者がいる場合の対応
4. 所有者不明土地対応事例集（2021年5月国土交通省）のケース分析
5. 太陽光発電所及び風力発電所の Corporate PPA による開発

本セミナーについては、法律事務所ご所属の方は、お申込ご遠慮願います。

【講師紹介】

ベーカー&マッケンジー法律事務所の再生可能エネルギー部門のリーダー、取扱案件：港湾洋上風力のプロジェクト会社側支援2件、一般海域の洋上風力入札支援2件、累計洋上風力案件1GW超、北海道幌延、北海道さらぎとまない、北九州響灘、青森県六ヶ所村、愛媛県三崎町、秋田県八竜、石川県輪島、秋田港等累計陸上風力案件17件、300MW超、丸紅大分82MW、ソフトバンクエナジー 苫東安平 111MW、レノバ富津 40MW等の大規模案件、累計250件超、3,000MW超、複数の2MW以下案件のバンドリング、TK-GKスキーム、屋根貸し案件、吾妻木質バイオマス発電（13MW）、向浜バイオマス発電（20MW）、50MW x 5と75MW x 3の輸入木質バイオマス発電案件等累計500MW超、その他取扱環境エネルギープロジェクトファイナンス及びPFI案件：バイオエタノール・ジャパン関西（株）、黒部市下水道バイオマスエネルギー活用施設整備運営PFI、福岡クリーンエナジー廃棄物処理及び発電、福山RDF発電、東京臨海リサイクル発電、豊橋市複合バイオマス発電PFI、横浜市消化ガス発電PFI、埼玉県彩の国廃棄物、堺市資源循環型廃棄物処理施設PFI、その他廃棄物DBO案件多数、岩手八幡平地熱7MW等地熱発電10MW、海外売主との長期バイオマス調達契約のアドバイス、自家所有水力発電所や火力発電所の会社分割によるファンドへの売却と売電契約、IGCC福島石炭ガス化複合発電1,080MW、相馬港天然ガス火力発電1,180MW等プロジェクトファイナンス、仙台空港、関西空港（入札支援）、福岡空港、熊本空港、北海道7空港、広島空港等の民活空港案件。

1986年一橋大学法学部卒業、1988年東京弁護士会登録、1992年ロンドン大学（UCL）法学修士（国際ビジネス法）取得、1993年ベーカー&マッケンジーロンドン事務所勤務、内閣府PFI推進委員会専門委員（2010年～2020年）、国土交通省空港運営のあり方に関する検討会委員（2011年）、日本風力発電協会（2006年～）、同協会洋上風力金融タスクフォース・リーダー（2019～）バイオマス発電事業者協会（2016年～）。

主な論文：「日本におけるプロジェクト・ファイナンスの立法課題」（ジュリスト1238号）、「アジアにおけるプロジェクトファイナンス」（OKAJI）他。

※録音・録画・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

主催 **金融財務研究会**
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2022年3月11日(金)
14:00~17:00

本セミナーはZoomで開催いたします。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することが可能です。(開催前のお申し込みが必要です)。後日配信をご希望の場合は、申込書質問欄のチェックボックスにチェックを入れてください。原則として、参加費をお振込みいただいた後に、メールで詳細をお送りいたします。

参加費

1名につき35,100円(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき30,000円になります。
追加申込みの場合はその旨をご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいておりますお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および金融財務研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)

ご記入いただきました個人情報にはセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行	本店	1642356	三井住友銀行	本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行	本店	2818151	みずほ銀行	東京営業部	1427715
三井住友信託銀行	本店営業部	2993982	りそな銀行	東京営業部	1693669

◇クレジットカードはVisa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discoverがご利用いただけます。

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

所有不明土地の新実務

【Zoom】 3 / 11

参加申込書

2022年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者	部課名	
		TEL	FAX	

*セミナーコード 0465 (Law-k220465)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。